

表1 感染症法による耐性菌の報告基準

対象となる耐性菌	届出	対象となる検査材料	検査方法および報告基準
バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌	5類全数	血液、無菌的であるべき検体	分離・同定による黄色ブドウ球菌の検出かつ、薬剤耐性の特性の確認(分離菌のバンコマイシンのMIC値が $32 \mu\text{g/ml}$ 以上)
		喀痰、無菌的ではない検体	分離・同定による黄色ブドウ球菌の検出、かつ分離菌のバンコマイシンのMIC値が $32 \mu\text{g/ml}$ 以上、かつ分離菌が肺炎などの深在性、侵襲性若しくは全身感染症の起因菌であるとの判定
バンコマイシン耐性腸球菌	5類全数	血液、腹水、胸水、髄液、その他の通常は無菌的であるべき臨床検体	分離・同定による腸球菌の検出かつ、薬剤耐性の特性の確認(分離菌のバンコマイシンのMIC値が $16 \mu\text{g/ml}$ 以上)
			分離・同定による腸球菌の検出かつ、分離菌からの <i>vanA</i> 、 <i>vanB</i> 又は <i>vanC</i> 遺伝子の検出
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌	5類定点	血液、腹水、胸水、髄液、通常は無菌的であるべき臨床検体	菌の分離による病原体の検出(敗血症・心内膜炎、腹膜炎、胸膜炎、髄膜炎、骨髄炎)及び以下の検査室での判断基準を満たすもの 検査室での判断基準は、オキサシリンのMIC $\geq 4 \mu\text{g/ml}$ 、又はオキサシリンの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が10mm以下
		喀痰、膿、尿、便、無菌的ではない検体	菌の分離による病原体の検出、かつ、感染症の起因菌と判定された場合(呼吸器感染症、肝・胆道系感染症、創傷感染症、腎盂腎炎・複雑性尿路感染症、扁桃炎、細菌性中耳炎・副鼻腔炎、皮膚・軟部組織感染症)及び以下の検査室での判断基準を満たすもの 検査室での判断基準は、オキサシリンのMIC $\geq 4 \mu\text{g/ml}$ 、又はオキサシリンの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が10mm以下
ペニシリン耐性肺炎球菌	5類定点	血液、腹水、胸水、髄液、通常は無菌的であるべき臨床検体	菌の分離による病原体の検出(敗血症・心内膜炎、腹膜炎、胸膜炎、髄膜炎、骨髄炎)及び以下の検査室での判断基準を満たすもの 検査室での判断基準は、ペニシリンのMIC $\geq 0.125 \mu\text{g/ml}$ 又は、オキサシリンの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が19mm以下
		喀痰、膿、尿、便、無菌的ではない検体	菌の分離による病原体の検出、かつ、感染症の起因菌と判定された場合(呼吸器感染症、肝・胆道系感染症、創傷感染症、腎盂腎炎・複雑性尿路感染症、扁桃炎、細菌性中耳炎・副鼻腔炎、皮膚・軟部組織感染症)及び以下の検査室での判断基準を満たすもの 検査室での判断基準は、ペニシリンのMIC $\geq 0.125 \mu\text{g/ml}$ 又は、オキサシリンの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が19mm以下

多剤耐性緑膿菌	5類定点	血液、腹水、胸水、髄液、通常は無菌的であるべき臨床検体	分離・同定による病原体の検出(敗血症・心内膜炎、腹膜炎、胸膜炎、髄膜炎、骨髄炎)及び以下の検査室での判断基準を満たすもの 検査室での判断基準は、以下の3つの条件を全て満たした場合である。 ア イミペネムのMIC $\geq 16 \mu\text{g/ml}$ 又は、イミペネムの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が13mm以下 イ アミカシンのMIC $\geq 32 \mu\text{g/ml}$ 又は、アミカシンの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が14mm以下 ウ シプロフロキサシンのMIC $\geq 4 \mu\text{g/ml}$ 又は、シプロフロキサシンの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が15mm以下
		喀痰、膿、尿、便、無菌的ではない検体	分離・同定による病原体の検出、かつ、感染症の起因菌と判定された場合(呼吸器感染症、肝・胆道系感染症、創傷感染症、腎盂腎炎・複雑性尿路感染症、扁桃炎、細菌性中耳炎・副鼻腔炎、皮膚・軟部組織感染症)及び以下の検査室での判断基準を満たすもの 検査室での判断基準は、以下の3つの条件を全て満たした場合である。 ア イミペネムのMIC $\geq 16 \mu\text{g/ml}$ 又は、イミペネムの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が13mm以下 イ アミカシンのMIC $\geq 32 \mu\text{g/ml}$ 又は、アミカシンの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が14mm以下 ウ シプロフロキサシンのMIC $\geq 4 \mu\text{g/ml}$ 又は、シプロフロキサシンの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が15mm以下
多剤耐性アシネトバクター	5類定点	血液、腹水、胸水、髄液、通常は無菌的であるべき臨床検体	分離・同定による病原体の検出(敗血症・心内膜炎、腹膜炎、胸膜炎、髄膜炎、骨髄炎)及び以下の検査室での判断基準を満たすもの 検査室での判断基準は、以下の3つの条件を全て満たした場合である。 ア イミペネムのMIC $\geq 16 \mu\text{g/ml}$ 又は、イミペネムの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が13mm以下 イ アミカシンのMIC $\geq 32 \mu\text{g/ml}$ 又は、アミカシンの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が14mm以下 ウ シプロフロキサシンのMIC $\geq 4 \mu\text{g/ml}$ 又は、シプロフロキサシンの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が15mm以下
		喀痰、気道分泌液、口腔粘液、膿・滲出液、尿、耳漏、眼脂、無菌的ではない検体	分離・同定による病原体の検出、かつ、感染症の起因菌と判定された場合(呼吸器感染症、肝・胆道系感染症、創傷感染症、腎盂腎炎・複雑性尿路感染症、皮膚・軟部組織感染症、細菌性中耳炎・副鼻腔炎、眼炎)及び以下の検査室での判断基準を満たすもの 検査室での判断基準は、以下の3つの条件を全て満たした場合である。 ア イミペネムのMIC $\geq 16 \mu\text{g/ml}$ 又は、イミペネムの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が13mm以下 イ アミカシンのMIC $\geq 32 \mu\text{g/ml}$ 又は、アミカシンの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が14mm以下 ウ シプロフロキサシンのMIC $\geq 4 \mu\text{g/ml}$ 又は、シプロフロキサシンの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が15mm以下